

食安発 1022 第 2 号
平成 25 年 10 月 22 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 121 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 337 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、酸化カルシウムを省令別表第 1 に追加したこと。

2 告示関係

(1) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬イソピラザム、農薬イミシアホス、農薬クロラントラニリプロール、農薬シアゾファミド、農薬及び動物用医薬品ジノテフラン、農薬スピネトラム、農薬ピリオフェノン、農薬フェントエート、農薬フルリドンについて食品中の残留基準を設定したこと。

また、同項の規定に基づき、残留基準が設定されている動物用医薬品アクロミド、農薬アニロホス、農薬ジクロフェンチオン、農薬バミドチオン、農薬ピリダフェンチオン、農薬ミルネブ、農薬メタゾールについて、食品

- 中の残留基準を削除したこと（別紙参照）。
- (2) 法第11条第1項の規定に基づき、酸化カルシウムの成分規格を設定し、
試薬・試液等を改正したこと。

第2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成26年4月22日から適用されるものであること。

農薬等	食品
アクロミド	鶏の筋肉、鶏の脂肪、鶏の肝臓、鶏の腎臓及び鶏の食用部分
アニロホス	米
ジクロフェンチオン	大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、その他のスパイス及びその他のハーブ
バミドチオン	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、

	<p>ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろわり、すいか、メロン類果実、まくわり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ</p>
<p>ピリダフェンチオン</p>	<p>米、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろわり、すいか、メロン類果実、まくわり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、</p>

	<p>ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス及びその他のハーブ</p>
フルリドン	<p>米、大麦、ライ麦、そば、その他の穀類、てんさい、だいこん類の根、かぶ類の根、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、パースニップ、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、なす、その他のなす科野菜、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、アボカド、その他の果実、綿実、くり、ペカン、その他のナッツ類、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）及び魚介類（甲殻類に限る。）</p>
ミルネブ	<p>すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、</p>

	おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のスパイス
メタゾール	たまねぎ

第3 農薬等の残留基準に関する事項

1 運用上の注意

今回ジノテフランについて基準値を設定した食品のうち、羊、馬及び山羊に設定されている基準値については、今回、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定する。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬イソピラザム及び農薬ピリオフェノンに係る新規農薬登録、農薬イミシアホス、農薬クロラントラニリプロール、農薬及び動物用医薬品ジノテフラン、農薬スピネトラム、農薬フェントエートに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

なお、農薬イソピラザム、農薬スピネトラム、農薬ピリオフェノン試験法については、後日通知することとしていること。

第4 添加物に関する事項

運用上の注意

(1) 使用基準関係

酸化カルシウムの使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないよう、関係業者に周知されたいこと。

(2) 試薬・試液等

酸化カルシウムの成分規格の設定に伴い、フッ化物イオン標準原液が追加されたこと。

別紙

アクロミド(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	●	5
鶏の脂肪	●	3
鶏の肝臓	●	5
鶏の腎臓	●	5
鶏の食用部分	●	5

アニロホス(除草剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.05

イソピラザム(殺菌剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.2	
大麦	○ 0.6	
ライ麦	○ 0.2	
その他の穀類	○ 0.2	
バナナ	○ 0.06	
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	○ 0.01	
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	

インピラザム(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	

イミシアホス(殺線虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.1	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.02	
かんしょ	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.03	0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 1	0.03
ごぼう	○ 0.02	
にんじん	○ 0.03	0.03
トマト	○ 0.3	0.3
なす	○ 0.3	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.1	0.1
すいか	○ 0.02	0.02
メロン類果実	○ 0.05	0.05
オクラ	○ 0.03	
いちご	○ 0.2	0.2

クロラントラニリプロール(殺虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.02	0.02
大麦	○ 0.02	0.02
ライ麦	○ 0.02	0.02
とうもろこし	○ 0.6	0.6
そば	○ 0.02	0.02
その他の穀類	○ 0.02	0.02

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	○ 0.2	0.2
小豆類	○ 2	2
えんどう	○ 2	2
そら豆	○ 2	2
らっかせい	○ 2	2
その他の豆類	○ 2	2
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.02
かんしょ	○ 0.05	0.02
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.02
こんにゃくいも	○ 0.02	0.02
その他のいも類	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.02	0.02
さとうきび	○ 14	14
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 20	20
かぶ類の根	○ 0.2	0.2
かぶ類の葉	○ 20	20
西洋わさび	○ 0.02	0.02
クレソン	○ 20	20
はくさい	○ 20	20
キャベツ	○ 4	4
芽キャベツ	○ 4	4
ケール	○ 20	20
こまつな	○ 20	20
きょうな	○ 20	20
チンゲンサイ	○ 11	11
カリフラワー	○ 4	4
ブロッコリー	○ 4	4
その他のあぶらな科野菜	○ 20	20
ごぼう	○ 0.02	0.02
サルシフィー	○ 0.02	0.02
アーティチョーク	○ 4	4
チコリ	○ 20	20
エンダイブ	○ 20	20
しゅんぎく	○ 20	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 20	20
その他のきく科野菜	○ 20	20
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
アスパラガス	○ 13	13
にんじん	○ 0.02	0.02
パースニップ	○ 0.02	0.02
パセリ	○ 13	13
セロリ	○ 13	13

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他のせり科野菜	○ 13	13
トマト	○ 0.7	0.7
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.7	0.7
その他のなす科野菜	○ 20	20
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろうり	○ 0.3	0.3
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜	○ 20	20
ほうれんそう	○ 20	20
オクラ	○ 0.6	0.6
未成熟えんどう	○ 0.7	
未成熟いんげん	○ 0.5	
えだまめ	○ 1	1
マッシュルーム	○ 0.6	0.6
しいたけ	○ 0.6	0.6
その他のきのこ類	○ 0.6	0.6
その他の野菜	○ 20	20
みかん	○ 0.1	
なつみかんの果実全体	○ 1	1
レモン	○ 1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	1
グレープフルーツ	○ 1	1
ライム	○ 1	1
その他のかんきつ類果実	○ 1	1
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 0.3	0.3
もも	○ 0.4	0.4
ネクタリン	○ 4	4
あんず(アプリコットを含む。)	○ 4	4
すもも(プルーンを含む。)	○ 4	4
うめ	○ 1	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
いちご	○ 1	1
ラズベリー	○ 2	
ブラックベリー	○ 2	
ブルーベリー	○ 3	
クランベリー	○ 3	

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ハuckleベリー	○ 3	
その他のベリー類果実	○ 3	3
ぶどう	○ 2	2
かき	○ 4	4
バナナ	○ 4	4
パパイヤ	○ 2	2
アボカド	○ 4	4
パイナップル	○ 2	2
グアバ	○ 4	4
マンゴー	○ 4	4
パッションフルーツ	○ 2	2
その他の果実	○ 4	4
ひまわりの種子	○ 2	
ごまの種子	○ 0.3	0.3
べにばなの種子	○ 2	
綿実	○ 0.3	0.3
なたね	○ 2	0.3
その他のオイルシード	○ 0.3	0.3
ぎんなん	○ 0.02	
くり	○ 0.04	0.04
ペカン	○ 0.04	0.04
アーモンド	○ 0.04	0.04
くるみ	○ 0.04	0.04
その他のナッツ類	○ 0.04	0.04
茶	○ 50	50
コーヒー豆	○ 0.4	0.4
カカオ豆(外皮を含まない。)	○ 0.08	0.08
ホップ	○ 90	90
その他のスパイス	○ 14	14
その他のハーブ	○ 25	25
牛の筋肉	○ 0.2	0.05
豚の筋肉	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	0.05
牛の脂肪	○ 0.3	0.3
豚の脂肪	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.3	0.3
牛の肝臓	○ 0.3	0.3
豚の肝臓	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	0.3
牛の腎臓	○ 0.2	0.2
豚の腎臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.2
牛の食用部分	○ 0.2	0.2
豚の食用部分	○ 0.2	0.2

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.2
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家さんの筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家さんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の家さんの肝臓	○ 0.02	0.02
鶏の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の家さんの腎臓	○ 0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の家さんの食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の卵	○ 0.2	0.2
その他の家さんの卵	○ 0.2	0.2
魚介類	○ 0.05	0.05
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 5	5

シアゾファミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.3	0.3
小豆類	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
こんにゃくいも	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.3	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 25	25
かぶ類の根	○ 0.3	0.3
かぶ類の葉	○ 20	20
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 0.7	0.7
ケール	○ 15	15
こまつな	○ 15	15
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 3	3
ブロッコリー	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜	○ 20	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	10
たまねぎ	○ 0.05	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
わけぎ	○ 5	5

シアゾファミド(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のゆり科野菜	○ 3	3
にんじん	○ 0.09	0.09
みつば	○ 10	10
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.5
しろうり	○ 0.1	0.1
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 25	25
しょうが	○ 3	3
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜	○ 10	10
みかん	○ 0.7	0.7
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実	○ 5	5
もも	○ 0.3	0.3
ネクタリン	○ 1	1
いちご	○ 0.7	0.7
ぶどう	○ 10	10
パパイヤ	○ 0.5	0.5
その他の果実	○ 1	1
ホップ	○ 10	
その他のスパイス	○ 10	10
その他のハーブ	○ 15	15

ジクロフェンチオン(線虫駆除剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	●	0.03
小豆類	●	0.03
えんどう	●	0.03

ジクロフェンチオン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
そら豆	●	0.03
らっかせい	●	0.03
その他の豆類	●	0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.03
かぶ類の根	●	0.03
かぶ類の葉	●	0.03
西洋わさび	●	0.03
クレソン	●	0.03
はくさい	●	0.03
キャベツ	●	0.03
芽キャベツ	●	0.03
ケール	●	0.03
こまつな	●	0.03
きょうな	●	0.03
チンゲンサイ	●	0.03
カリフラワー	●	0.03
ブロッコリー	●	0.03
その他のあぶらな科野菜	●	0.03
ごぼう	●	0.03
サルシフィー	●	0.03
アーティチョーク	●	0.03
チコリ	●	0.03
エンダイブ	●	0.03
しゅんぎく	●	0.03
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.03
その他のきく科野菜	●	0.03
たまねぎ	●	0.03
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.03
にんにく	●	0.03
にら	●	0.03
アスパラガス	●	0.03
わけぎ	●	0.03
その他のゆり科野菜	●	0.03
にんじん	●	0.03
パースニップ	●	0.03
パセリ	●	0.03
セロリ	●	0.03
みつば	●	0.03
その他のせり科野菜	●	0.03
トマト	●	0.03
ピーマン	●	0.03
なす	●	0.03
その他のなす科野菜	●	0.03

ジクロフェンチオン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.03
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.03
しろうり	●	0.03
その他のうり科野菜	●	0.03
ほうれんそう	●	0.03
たけのこ	●	0.03
オクラ	●	0.03
しょうが	●	0.03
未成熟えんどう	●	0.03
未成熟いんげん	●	0.03
えだまめ	●	0.03
マッシュルーム	●	0.03
しいたけ	●	0.03
その他のきのこ類	●	0.03
その他の野菜	●	0.03
その他のスパイス	●	0.03
その他のハーブ	●	0.03

ジノテフラン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 2	2
とうもろこし	○ 0.1	
大豆	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.2	0.2
かんしょ	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	10
かぶ類の根	○ 0.5	0.5
かぶ類の葉	○ 5	5
クレソン	○ 5	5
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 1	1
ケール	○ 10	10
こまつな	○ 10	10
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 10	10
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 2	2

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他のあぶらな科野菜	○ 10	10
アーティチョーク	○ 5	5
チコリ	○ 5	5
エンダイブ	○ 5	5
しゅんぎく	○ 20	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 25	25
その他のきく科野菜	○ 5	5
ねぎ(リーキを含む。)	○ 15	15
にら	○ 10	10
アスパラガス	○ 0.5	0.5
その他のゆり科野菜	○ 0.7	0.7
にんじん	○ 1	1
パセリ	○ 5	5
セロリ	○ 5	5
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜	○ 5	5
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜	○ 15	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 2	2
しろうり	○ 2	2
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 1	1
まくわうり	○ 1	0.5
その他のうり科野菜	○ 10	10
ほうれんそう	○ 15	15
オクラ	○ 2	2
しょうが	○ 0.5	
未成熟えんどう	○ 5	5
未成熟いんげん	○ 2	
えだまめ	○ 2	2
その他の野菜	○ 25	25
みかん	○ 2	2
なつみかんの果実全体	○ 5	5
レモン	○ 10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	10
グレープフルーツ	○ 10	10
ライム	○ 10	10
その他のかんきつ類果実	○ 10	10
りんご	○ 2	0.5
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
びわ	○ 1	1
もも	○ 3	3
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.7	0.7
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 10	10
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 15	15
かき	○ 2	2
キウイ	○ 0.5	0.5
マンゴー	○ 1	1
その他の果実	○ 0.7	0.7
綿実	○ 0.4	0.4
茶	○ 25	25
その他のスパイス	○ 10	10
その他のハーブ	○ 25	25
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
羊の筋肉		0.05
馬の筋肉		0.05
山羊の筋肉		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
羊の脂肪		0.05
馬の脂肪		0.05
山羊の脂肪		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
羊の肝臓		0.05
馬の肝臓		0.05
山羊の肝臓		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
羊の腎臓		0.05
馬の腎臓		0.05
山羊の腎臓		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
羊の食用部分		0.05

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
馬の食用部分		0.05
山羊の食用部分		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	
乳	○ 0.05	0.05

スピネトラム(殺虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	
はくさい	○ 1	
キャベツ	○ 0.5	0.5
こまつな	○ 5	
カリフラワー	○ 0.5	
ブロッコリー	○ 2	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	10
たまねぎ	○ 0.1	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.5	0.5
アスパラガス	○ 0.3	
トマト	○ 0.7	0.7
ピーマン	○ 0.7	
なす	○ 0.2	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	
メロン類果実	○ 0.1	
みかん	○ 0.1	
なつみかんの果実全体	○ 0.3	
レモン	○ 0.7	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.7	0.3
グレープフルーツ	○ 0.7	0.3
ライム	○ 0.7	0.3
その他のかんきつ類果実	○ 0.7	0.3
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.2	0.2
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 0.5	
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.5	

スピネトラム(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
いちご	○ 2	2
ブルーベリー	○ 0.5	
ぶどう	○ 0.5	
その他の果実	○ 0.2	0.2
ぎんなん	○ 0.01	0.01
くり	○ 0.01	0.01
ペカン	○ 0.01	0.01
アーモンド	○ 0.01	0.01
くるみ	○ 0.01	0.01
その他のナッツ類	○ 0.01	0.01
茶	○ 3	3
その他のスパイス	○ 3	
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.2	0.2
豚の脂肪	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	0.2
牛の肝臓	○ 0.01	
豚の肝臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	
牛の腎臓	○ 0.01	
豚の腎臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	
牛の食用部分	○ 0.01	
豚の食用部分	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	
乳	○ 0.01	0.01

バミドチオン(殺虫剤・ダニ駆除剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	●	0.2
小麦	●	0.2
大麦	●	0.2
ライ麦	●	0.2
とうもろこし	●	0.2
そば	●	0.2
その他の穀類	●	0.2
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02

バミドチオン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	●	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも(長いもをいう。)	●	0.05
こんにゃくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	●	0.5
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.5
芽キャベツ	●	0.5
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.5
ブロッコリー	●	0.5
その他のあぶらな科野菜	●	0.3
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.05
その他のきく科野菜	●	0.05
たまねぎ	●	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜	●	0.05
にんじん	●	0.05

バミドチオン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜	●	0.05
トマト	●	0.05
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.05
その他のなす科野菜	●	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.02
しろうり	●	0.02
すいか	●	2.0
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜	●	0.02
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類	●	0.05
その他の野菜	●	0.05
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	●	3.0
日本なし	●	2.0
西洋なし	●	2.0
マルメロ	●	1.0
びわ	●	1.0
もも	●	0.5
ネクタリン	●	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.05
すもも(プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	2.0

バミドチオン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	●	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	●	0.5
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実	●	0.05
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード	●	0.02
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類	●	0.05
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス	●	0.05
その他のハーブ	●	0.3

ピリオフェノン(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 1	
なす	○ 1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	
いちご	○ 2	

ピリダフェンチオン(殺虫剤・ダニ駆除剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.05
大豆	○	0.01
小豆類	○	0.01
えんどう	○	0.01
そら豆	○	0.01
らっかせい	○	0.01
その他の豆類	○	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.03
かぶ類の根	●	0.03
かぶ類の葉	●	0.03
西洋わさび	●	0.03
クレソン	●	0.03
はくさい	●	0.03
キャベツ	●	0.03
芽キャベツ	●	0.03
ケール	●	0.03
こまつな	●	0.03
きょうな	●	0.03
チンゲンサイ	●	0.03
カリフラワー	●	0.03
ブロッコリー	●	0.03
その他のあぶらな科野菜	●	0.03
ごぼう	●	0.03
サルシフィー	●	0.03
アーティチョーク	●	0.03
チコリ	●	0.03
エンダイブ	●	0.03
しゅんぎく	●	0.03
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.03
その他のきく科野菜	●	0.03
たまねぎ	●	0.03
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.03

ピリダフェンチオン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
にんにく	●	0.03
にら	●	0.03
アスパラガス	●	0.03
わけぎ	●	0.03
その他のゆり科野菜	●	0.03
にんじん	●	0.03
パースニップ	●	0.03
パセリ	●	0.03
セロリ	●	0.03
みつば	●	0.03
その他のせり科野菜	●	0.03
トマト	●	0.03
ピーマン	●	0.03
なす	●	0.03
その他のなす科野菜	●	0.03
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.03
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.03
しろうり	●	0.03
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜	●	0.03
ほうれんそう	●	0.03
たけのこ	●	0.03
オクラ	●	0.03
しょうが	●	0.03
未成熟えんどう	●	0.03
未成熟いんげん	●	0.03
えだまめ	●	0.03
マッシュルーム	●	0.03
しいたけ	●	0.03
その他のきのこ類	●	0.03
その他の野菜	●	0.03
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実	●	0.1
りんご	●	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	●	0.1
マルメロ	●	0.1

ピリダフェンチオン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.1
すもも(プルーンを含む。)	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類	●	0.1
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	●	0.03

フェントエート(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.5	0.5
とうもろこし	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類	○ 0.05	0.05
えんどう	○ 0.05	0.05
そら豆	○ 0.02	0.02
その他の豆類	○ 0.05	0.05
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.02	0.02
かんしょ	○ 0.02	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.02	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.02	0.02
かぶ類の根	○ 0.02	0.02
かぶ類の葉	○ 0.02	0.02
はくさい	○ 0.02	0.02
キャベツ	○ 0.02	0.02
カリフラワー	○ 0.02	0.02
ブロッコリー	○ 0.05	0.05
ごぼう	○ 0.02	0.02
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 0.1	0.1
たまねぎ	○ 0.02	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.05	0.05
わけぎ	○ 0.1	0.1
その他のゆり科野菜	○ 0.02	0.02
にんじん	○ 0.1	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
しろうり	○ 0.03	0.03
すいか	○ 0.02	0.02
メロン類果実	○ 0.02	0.02
まくわうり	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 0.1	0.1
未成熟えんどう	○ 0.02	0.02
未成熟いんげん	○ 0.05	0.05
その他の野菜	○ 0.02	0.02
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実	○ 5	5
りんご	○ 0.7	0.1

フェントエート(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
日本なし	○ 0.1	0.1
西洋なし	○ 0.1	0.1
もも	○ 0.1	0.1
うめ	○ 0.02	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.05	0.05
ぶどう	○ 0.02	0.02
かき	○ 0.1	0.1
くり	○ 0.03	0.03
茶	○ 0.02	0.02
その他のスパイス	○ 10	10

フルリドン(除草剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.1
小麦	○ 0.1	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	○ 0.1	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類	●	0.1
てんさい	●	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.1
かぶ類の根	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.1
キャベツ	○ 0.1	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.1
その他のあぶらな科野菜	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 0.1	0.1

フルリドン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他のきく科野菜	●	0.1
にんじん	○ 0.1	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
その他のせり科野菜	●	0.1
トマト	○ 0.1	0.1
ピーマン	○ 0.1	0.1
なす	●	0.1
その他のなす科野菜	●	0.1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.1	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
未成熟いんげん	○ 0.1	0.1
その他の野菜	●	0.1
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.1	0.1
グレープフルーツ	○ 0.1	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実	●	0.1
りんご	○ 0.1	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	○ 0.1	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.1
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.1	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実	●	0.1
アボカド	●	0.1
その他の果実	●	0.1

フルリドン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
綿実	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	○ 0.1	0.1
くるみ	○ 0.1	0.1
その他のナッツ類	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	●	0.1
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	●	0.1
豚の肝臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.1
牛の腎臓	●	0.1
豚の腎臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.1
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
乳	●	0.05
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家きんの筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家きんの脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	○	0.01
その他の家きんの肝臓	○	0.01
鶏の腎臓	○	0.01
その他の家きんの腎臓	○	0.01
鶏の食用部分	●	0.05
その他の家きんの食用部分	●	0.05
鶏の卵	●	0.05
その他の家きんの卵	●	0.05
魚介類(さけ目魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(すずき目魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(その他の魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(甲殻類に限る。)	●	0.5

ミルネブ(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
すいか	●	0.6
メロン類果実	●	0.6
まくわうり	●	0.6
みかん	●	0.6
なつみかんの果実全体	●	0.6
レモン	●	0.6
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.6
グレープフルーツ	●	0.6
ライム	●	0.6
その他のかんきつ類果実	●	0.6
りんご	●	0.6
日本なし	●	0.6
西洋なし	●	0.6
マルメロ	●	0.6
びわ	●	0.6
もも	●	0.6
ネクタリン	●	0.6
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.6
すもも(プルーンを含む。)	●	0.6
うめ	●	0.6
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.6
いちご	●	0.6
ラズベリー	●	0.6
ブラックベリー	●	0.6
ブルーベリー	●	0.6
クランベリー	●	0.6
ハックルベリー	●	0.6
その他のベリー類果実	●	0.6
ぶどう	●	0.6
かき	●	0.6
バナナ	●	0.6
キウイ	●	0.6
パパイヤ	●	0.6
アボカド	●	0.6
パイナップル	●	0.6
グアバ	●	0.6
マンゴー	●	0.6
パッションフルーツ	●	0.6
なつめやし	●	0.6
その他の果実	●	0.6
ひまわりの種子	●	0.6
ごまの種子	●	0.6
べにばなの種子	●	0.6
綿実	●	0.6

ミルネブ(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なたね	●	0.6
その他のオイルシード	●	0.6
ぎんなん	●	0.6
くり	●	0.6
ペカン	●	0.6
アーモンド	●	0.6
くるみ	●	0.6
その他のナッツ類	●	0.6
その他のスパイス	●	0.6

メタゾール(除草剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.1

脚注

※ ○:平成25年10月22日施行

●:平成26年4月22日施行

- ・ 残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。
- ・ 今回ジノテフランについて基準値を設定した食品のうち、羊、馬及び山羊に設定されている基準値については、今回、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定する。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。